

～国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんで支え合う相互扶助の制度です～

国民健康 保険

みんなで支え合う国民健康保険

■問合せ 国保年金課国保係 ☎029-885-0340(内)116

国民健康保険税を納めずにいると…

- 督促・催告があります 村から督促や催告を受けたり、未納額に延滞金が加算される場合があります。
- 督促後も滞納が続いたとき 有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。短期被保険者証とは、国保税の滞納が1年未満の場合に交付される有効期間の短い被保険者証です。給付は受けられますが、期限切れごとに被保険者証の交付を窓口で受けることになります。また、そのつど国保税を納めていただきます。
- 1年以上滞納が続いたとき 被保険者証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。被保険者資格証明書は、国保の被保険者の資格があることを証明するだけで、被保険者証のような効力はありません。しかし、資格が無くなるわけではないので国保税は課税されます。なお、医療費はいったん全額を自己負担でお支払いいただいた後、村に申請していただくことにより、本来の自己負担分を差し引いた額が国保から支給されます。
- 1年6カ月以上滞納したら 高額療養費、葬祭費等を含めたすべての保険給付が一時差し止められます。また、差し止められた保険給付額が、滞納している国保税に充てられる場合があります。

◇資格証明書から通常の被保険者証に戻るためには…

次のいずれかの要件に該当すると、資格証明書から通常の被保険者証に戻ります。

- ・滞納している国保税をすべて納めた場合
- ・滞納額が著しく減少した場合
- ・滞納の事情が国保に認められた場合



 国民健康保険税(国保税)の納付が困難な状況となった場合には、お早めにご相談ください。

村の総合健診を受診されていない方は…

医療機関で特定健診を受けることができます

- 自己負担額 無料
- 対象者 国民健康保険被保険者で、40～74歳の方
*令和3年3月31日までに40歳に到達する方～75歳の誕生日前までの方となります。
*今年度すでに村の総合健診または人間ドック・脳ドックを受診した方、受診予定の方は受診できません。
- 受診できる医療機関 県内の一部医療機関*詳細は役場国保年金課までお問い合わせください。
【村内で受診可能な医療機関】*事前予約が必要です。
 - ・競馬共助会みほクリニック(美浦村美駒2500-2) ☎029-885-1813
 - ・美浦中央病院(美浦村宮地596) ☎029-885-3551
- 受診方法 医療機関へ予約し、特定健康診査受診券(総合健診受診券)と保険証を持って受診してください。
- 受診可能な期間 令和3年3月31日(水)まで
*特定健康診査の結果は健診機関を通じて村に報告され、必要に応じて特定保健指導に活用されます。

